社会福祉法人栃木老人ホーム定款

昭和27年 5月 7日 認 可 昭和29年 1月20日 改正認可 昭和29年 5月25日 改正認可 昭和30年 6月 9日 改正認可 昭和31年 5月18日 改正認可 昭和32年 6月 7日 改正認可 昭和33年10月 9日 改正認可 昭和45年 6月30日 改正認可 昭和46年12月 6日 改正認可 昭和48年 6月20日 改正認可 昭和48年11月 6日 改正認可 昭和54年 3月27日 改正認可 昭和54年 9月11日 改正認可 昭和63年 9月11日 改正認可 平成 7年11月13日 改正認可 平成10年 7月 8日 改正認可 平成14年10月28日 改正認可 平成18年 6月20日 改正認可 平成20年 6月11日 改正認可 平成20年10月 9日 改正認可 平成21年 3月30日 改正認可 平成25年10月15日 改正認可 平成29年 3月23日 改正認可 令和 6年 7月 4日 改正認可 令和 7年 2月25日 改正認可

第1章 総則

(目 的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスが その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することによ り、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において 営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業

養護老人ホームの経営

特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業 老人居宅介護等事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人栃木老人ホームという。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の 支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを 積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を栃木県栃木市吹上町777番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、 評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委 員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として 適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を もって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを 要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、 退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、評議員1人あたりの各年度の総額が5万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた 事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、 必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に 基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を 除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決定し、可否同数のとき は、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に 加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の 意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、 前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執 行理事とする。

(役員の選任)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、

その業務を執行する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の 業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち 最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満 了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議 によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員の報酬等)
- 第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第23条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。) は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 顧問

(顧 問)

第24条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応じ、理事会に助言を与えること及び意見を具申 することができる。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職 (招集)
- 第27条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を 招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって決定し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事

業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 養護老人ホーム旧あずさの里敷地8筆(26,096.50 m²)

栃木県栃木市梓町字吉原455番27の土地 20,309.50㎡

栃木県栃木市梓町字吉原溜下330番1の土地 495.00㎡

栃木県栃木市梓町字吉原溜下330番2の土地 495.00㎡

栃木県栃木市梓町字吉原溜下330番3の土地 366.00㎡

栃木県栃木市梓町字吉原455番28の土地 4,292㎡

栃木県栃木市梓町字吉原455番42の土地 93㎡

栃木県栃木市尻内町字吉原563番3の土地 32㎡

栃木県栃木市尻内町字吉原563番4の土地 14㎡

養護老人ホームいぶきの里及び特別養護老人ホームいぶきの里敷地10 筆(10, 297.08㎡)

栃木県栃木市吹上町字馬捨場777番1の土地 733.00㎡

栃木県栃木市吹上町字馬捨場773番の土地 938.00㎡

栃木県栃木市吹上町字馬捨場774番の土地 839.00㎡

栃木県栃木市吹上町字馬捨場775番の土地 995.00㎡

栃木県栃木市吹上町字馬捨場778番の土地 1,004.00㎡

栃木県栃木市吹上町字馬捨場779番の土地 1,451.00㎡

栃木県栃木市吹上町字馬捨場780番1の土地 780.00㎡

栃木県栃木市吹上町字馬捨場783番1の土地 1,655.90㎡

栃木県栃木市吹上町字馬捨場784番1の土地 1,106.18㎡

栃木県栃木市吹上町字馬捨場784番4の土地 795㎡

(2) 栃木県栃木市梓町字吉原455番地27、455番地27地先所在の 養護老人ホーム 旧あずさの里 建物10棟(2,895.97㎡) 管理棟 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付平家建

1棟 1,010.18㎡

第1居住棟 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

1 棟 7 8 7.5 3 m²

第2居住棟 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

1棟 834.30㎡

仏間 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

1 棟 $27.90 \,\mathrm{m}^2$

職員宿舎 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

3棟 158.97㎡

寮母宿舎 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

1棟 50.85㎡

ポンプ室 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

1棟

 $14.27 \,\mathrm{m}^2$

物 置 木造スレート葺平家建

1棟

 $1.1.97 \,\mathrm{m}^2$

栃木県栃木市吹上町字馬捨場778番地、773番地、774番地、775番地、777番地1、779番地、783番地1所在の養護老人ホームいぶきの里及び特別養護老人ホームいぶきの里 建物1棟(4,742.10㎡)

老人福祉施設 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建

1棟

 $4742.10 \,\mathrm{m}^2$

- (3) 預金 110,408円
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する 財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、 必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び 評議員会の承認を得て、栃木市長の承認を得なければならない。ただし、次 の各号に掲げる場合には、栃木市長の承認は必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、 又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの

間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事 長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなけ ればならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属 明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の 閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供す るものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利 の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければな らない。

第8章 公益を目的とする事業

(種 別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の

尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう 支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 生活管理指導事業(生活管理指導短期宿泊事業)
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、特別の利害関係を有する理事 を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第9章 解散

(解 散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、 評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

- 第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、栃木市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を栃木市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人栃木老人ホームの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立 後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

 理事
 松濤
 舜道

 理事
 関太一郎

 理事
 高田安平

- 2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月 31日までの間は「4名以上」とする。
- 3 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年2月12日から施行する。ただし、第4条で定める事務所の所在地は3月1日から適用する。